

# 令和2年第13回坂戸市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年12月25日 午後1時58分から3時41分

2. 開催場所 坂戸市役所 201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	高橋 光行	出		7	黒川 英巳	出	
2	林 真由美	出		8	根本 武男	出	
3	市川 武夫	出		9	小島 保	出	
4	石川 猛	出		10	松永 貴夫	出	
5	中里 和子	出		11	斉藤 貴作	出	
6	武藤 恭久	出					

6. 最適化推進委員出席者 3名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	宇津木 一昭	欠		16	齊藤 直志	出	
13	鹿ノ戸 健次	欠		17	山崎 好典	欠	
14	栗原 昇	出		18	亀田 康好	欠	
15	清水 定人	欠		19	森田 和夫	出	

※コロナウィルス感染予防のため最適化推進委員については出席抑制を行った。

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	田隴 佳秀	係長	林 信久
課長補佐	川島 豪	主任	藤野 泰弘

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和2年第13回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 市川 武夫      委員 中里 和子

## 11. 議決事項及び議事の要領

### 議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の保留案件について

議 長 議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の保留案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番案件は、先月の審議案件でしたが、申請農地の一部に苗箱等の農業用資材が置かれていたため是正指導を行いました。是正が不十分であったため許可保留扱いとした案件です。

農業委員会終了後、譲受人に審議結果を報告するとともに、指摘があった部分について再度是正指導を行いました。16 日に現地調査を行った結果、スクリーン写真のとおりハウスの前に積んであった苗箱等、農業用資材は撤去されていました。なお、ビニールハウス内にブルーシートが敷いてありましたが、譲受人から育苗のために準備したものである旨の説明がありました。

以上のことから事務局としては、対象地は、農地として適正に管理されている状態に是正されたものと考えております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1 番案件 勝呂地区 森田推進委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 本案件は、先月ご審議いただきましたが、申請農地内に農業用資材が置いてあり、許可できる状態ではなかったため、保留案件とし、その後の是正の状況により許可の可否を判断することになったものです。先日現地確認を行いました。農業用資材等は撤去され農地として作付け可能な状態になっておりました。小委員会では、是正が適正に行われた以上許可してもよいとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 質疑等はございますか。

議 長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

農地法第 3 条の規定による許可申請の保留案件については、許可と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。議案 49 号は許可と決定します。

### 議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 長 議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の 1 から 3 番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番案件は、譲受人の農地所有適格法人が横沼地内の田、3 筆、1,702 m<sup>2</sup>を経営規模の拡大を目的に購入するものです。当該法人は三芳野地区を中心に小麦及び水稲を大規模に経営する担い手であり、農地の取得が可能な農地所有適格法人の要件を満たすと同時に申請地の取得に関し、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当しないため、申請地の取得は可能と考えます。

なお、現地調査の結果、申請地は稲刈り後の状況であり、農地として適正に管理されていました。

2、3 番案件は、隣接地で譲受人が同一ですが、譲渡人が異なるため 2 件の申請となっています。当該申請は、譲受人が、経営規模の拡大を目的に、2 番案件の青木地内の畑、3 筆、1,059 m<sup>2</sup>、3 番案件の青木地内の畑、2 筆、863 m<sup>2</sup>を購入するものです。譲受人が川越市在住のため川越市に経営状況を照会したところ、不耕作地なし、従事者数 2 名、自作地 75.2a との回答がありました。申請地までの通作距離

は、5.5km、車で15分であり通作は可能と考えられるとともに、申請地の取得に関し農地法第3条第2項の不許可要件に該当しないため、申請地の所得は可能と考えます。

なお、現地調査の結果、申請地は耕うん等がされており、農地として適正に管理されていました。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番案件 三芳野地区 栗原推進委員 2、3番案件 三芳野地区 齊藤推進委員  
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲渡人は、相続により申請地を取得しましたが、高齢で耕作ができないため、田については全て貸付けを行っている状況であり、譲受人は、米、麦を中心に大規模作付けを行っている法人であることから、小委員会では、本申請に関しては問題ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委員 2番案件の譲渡人は、夫を早く亡くし子供夫婦と生活していますが、79歳の高齢であるとともに子供夫婦が農業をしないため、農地の管理については、近隣の農家をお願いしている状況です。

3番案件の譲渡人夫婦は、高齢であるうえに足が不自由なため、田については全て貸付け、畑については娘がトラクターで保全管理を行っている状況であります。

いずれの案件とも作付けの意思がないことから3条申請に至ったもので、小委員会では、譲受人が耕作要件を備えていることから、本申請は許可に該当するとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長 質疑等がございますか。

委員 農地の取得に関し譲受人の経営面積の要件を確認します。

事務局 農地法では、農地取得に際しての譲受人の経営下限面積を定めるよう規定しております。坂戸市における下限面積は50aとなっております、この下限面積については、申請地を含める取扱いとなっております。

なお、農地法第3条では、他に全部耕作要件を定めておりますが、この要件に関しては、利用権設定により担い手農家に貸付を行ったものについては、対象としない取扱いとなっております。

委員 2、3番案件の対象地についてお伺いしたい。対象地は農振農用地内農地か。

事務局 農用地内農地ではない。

委員 ここを転用するとした場合の農地区分は

事務局 対象地は、10ha以上の集団的な農地内に位置するため、転用基準上の第1種農地に該当すると考えます。従いまして、農業用施設及び一部例外的な自己用住宅を除き原則転用は許可されません。

委員 譲受人の農業以外の職業を把握していますか。

事務局 川越市からの回答では農業以外の職業についての記載はありません。

委員 譲受人が対象地を3条で取得し、その後、5条転用許可を得て売却することは可能か。

事務局 対象地は、第1種農地となるため農業用施設及び一部の自己用住宅等以外の転用は認められません。

委員 川越市在住の譲受人がなぜ住宅が隣接する2、3番案件の対象地を取得するに至ったのか経緯が解れば回答をお願いします。

事務局 経緯については、譲渡人に関しては、経営規模の拡大等の申請書の記載内容及び川越市からの回答内容、譲受人に関しては、先ほど説明があった内容以外については把握していません。

委員 今後、市外の方が3条で農地を取得する場合には取得に至る経緯について確認していただきたい。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

農地法第3条の規定による許可申請については、許可と決定したいと思っておりますが、

賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。議案 50 号は許可と決定します。

#### 議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長 議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の 1 から 3 番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番案件の譲受人は、石井のアパートに妻と 3 人の子の 5 人で生活していますが、家族が増え手狭になったため、自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、中小坂の実家や現在の住まいに近いこと、三芳町及び鶴ヶ島市の勤務地への通勤が可能であること、二台分の駐車スペースが確保できること等です。現地確認の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は 10a 未満の集団的に存在する農地内に位置するため、第 2 種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準は、資力については、全額自己資金で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は、合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2 番案件は 2 月の農用地区域からの除外申請に基づき農用地区域の計画変更が行われたため、今回の転用申請に至ったものです。

譲受人は、平成 31 年に農産物の生産を目的に設立された法人で、設立前は家族経営により長年農産物の生産を行っておりました。現在は、50ha の稲作を中心、イチゴ観光農園経営、野菜及び花卉栽培行っていますが、カントリーエレベータでは法人からの籾の受入れを行っていないため自社の乾燥機 3 台で対応していましたが、処理能力が十分でないこと及び 5 年後には、耕作地を 100ha に拡大する予定であるため、規模に応じた乾燥機等を設置する農業用倉庫の建築を計画したものです。

申請地の選定理由は、乾燥機の騒音やほこり等が発生するため、住宅地周辺でないこと、乾燥機設置用倉庫、もみ殻保管スペース及び農業用機械、トラック等の保管スペースが確保できる面積を有すること及び防犯上から自宅からあまり遠くないこと等です。現地確認の結果、申請地は草刈りがされ適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は 10ha 以上の集団的に存在する農地内に位置するため、第 1 種農地に該当すると考えられますが、申請目的が、第 1 種農地の不許可の例外の農業用施設の用に供する場合を規定する農地法施行令第 4 条に該当すると考えられます。

また、一般基準は、資力については、全額融資で賄い、申請地の農業用倉庫建築の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は、砂利敷による地下浸透となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

3 番案件の譲受人は、主に土木工事等を行っている法人で、必要な資材は、東松山市の事務所敷地内に保管していますが、仕事の依頼の増加に伴い、資材の保管量が増え作業スペースが確保できなくなったため、資材置場の整備を計画しました。

申請地の選定理由は、当初、事務所周辺で計画しましたが、この地域は今年の東日本台風で浸水被害のあった地区に近接しており、防災面で心配があること及び希望する広さの土地が見つからなかったため諦めていましたが、幼馴染の譲渡人から申請地を貸していただけることになりました。申請地は、事務所から 7.4km、車で 15 分程の近距離にあるうえに、広さも十分で 6 m 道路に面し使い勝手も良いこと等

です。

農地転用の許可基準の立地基準は、申請地は、10ha未滿の集团的に存在する農地内に位置するため、第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額融資で賄い、資材置場設置の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は、砂利敷による地下浸透となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上にことから農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 勝呂地区 森田推進委員 2、3番 三芳野地区 高橋委員  
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番の譲受人はアパートに親子5人で住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になったため自己用住宅の建築を計画しました。土地の選定理由は、周辺に民家が多く生活がしやすいこと、勤務地及び実家へのアクセスが良いことです。小委員会では、転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をお願いします。

委員 2番の譲渡人と譲受人法人の代表は親子です。譲受法人は、現在約50町歩の田で稲作を行っていますが、カントリーエレベータの利用ができないため3台の乾燥機で対応していますが能力不足の状況となっております。また、5年後には100町歩の作付けを計画していることから、乾燥機12台の他、籾擦り機等を保管する農業用倉庫を建設するとともにもみ殻ストックヤード、トラクターやコンバイン等の農業機械の保管スペース及び運送用トラックの回転スペースを確保するため申請地の農地転用申請に至ったものです。申請地は農振農用地ですが、自己所有地のほとんどが農用地であり、申請地以外、農振除外が可能な農地がないため、申請地を転用するに至ったものです。なお、申請地は、当該法人が運営するイチゴ観光農園に隣接することから管理運営面においても適地であることから、小委員会では、転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくお願いします。

3番案件の譲受人は、東松山市に事務所を置き、周辺地域において造成工事や農地改良工事等を業とする法人です。仕事上、建築残土及び作業機械の置場に困っていましたが、現在の事務所に隣接する置場は、昨年の台風による浸水被害地に隣接しており置場には不向きであるため、他の場所で置場用地を探していたところ幼馴染の譲渡人より土地の賃借に係る同意を得たため、申請地を置場として転用するに至ったものです。小委員会では、事務所から離れているが15分程度で行き来ができることから転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をお願いします。

議長 質疑等はございますか。

委員 3番案件の資材置場の整備に関して譲受法人は信頼できる業者か。

事務局 市外業者のため事業実態の把握はできていませんが、転用許可の要件であり資力、信用については、申請書等関係書類を精査した限りでは満たしていると考えています。

委員 全面道路の幅員は

事務局 幅員については6m確保できていると考えています。

委員 残土置場に転用した場合、運搬用トラックの騒音・安全上の問題及び残土のほこりなど近隣住宅への影響が考えられるが、対策は講じられているのか。

事務局 申請地の所有者は、申請地の隣接地にお住まいで、なおかつ、譲受人と譲渡人が幼馴染であることから資材置場の管理に関しても適切に行っていただけるものと考えております。

委員 残土置場については、市内で多くのトラブルをおこしている状況を考慮し、想定される諸問題に係る対応策を書類で提出させる等、慎重な対応が必要となると考えます。

委員 担当地区委員として現場の監視及び指導等行ってまいりたいと考えております。  
議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。  
農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
議長 全会一致と認めます。よって、議案第51号は、許可相当と決定します。

#### 議案第52号 農用地利用集積計画（案）について

議長 議案第52号 農用地利用集積計画（案）について審議します。  
本件については、黒川委員の案件が含まれており、坂戸市農業委員会会議規則第10条の規程に基づく議事参与の制限に該当するため、黒川委員には退席をお願いします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

12月分の農用地利用権設定申出は、一般分は新規38件、142筆、面積110,699.73㎡、農地中間管理事業分は新規22件、102筆、面積75,213.73㎡です。また、合意解約した面積が45,911㎡のため、令和3年1月1日設定後の利用集積面積は、2,811,644.52㎡となります。

各申出状況は、別紙のとおりであり、いずれの申出とも借受人の経営面積、従事日数等は農業経営基盤促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

議長 ご質疑等がございますか。

委員 中間管理事業関係の18条解約N01-1、1-2の対象地の一部については、先月農転の許可申請地として審議し許可相当と決定したのですが、本来であれば、利用権設定の解約後に転用許可申請の審議を行うべきものと考えますが如何なものでしょうか。

事務局 解約届については、農地法第5条の転用許可申請前に提出されましたが、本件が中間管理事業関係の解約であったため、中間管理機構に進達後、その決定をうけての報告であるため、委員会への報告が遅れてしまったものです。

委員 中間管理機構の決定がなければ解約は確定しないため、決定通知を待つて転用申請を受理すべきであったと考えるが。

事務局 決定通知が遅れることは承知していたため、事前に中間管理機構とは連絡を取っていたが、議案を委員会に提出する順番が逆になってしまったことは事実です。このため今後においては、順番が前後することがないように対処してまいりたいと考えております。なお、報告が遅れることが懸念される場合には、5条転用の審議の際、解約に係る経緯について説明を行ってまいりたいと考えております。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思います、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。よって、議案第52号は、原案のとおり決定します。

#### 議案第53号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長 議案第53号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について審議します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 本件は、赤尾地区の田95筆、島田地区の田1筆について、農地中間管理機構が所有者から農地を借受け、配分計画（案）に記載の内容により借受人に貸付けるものです。

議長 ご質疑等がございますか。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

農用地利用配分計画（案）に対する意見については、意見なしと決定したいと思います。

いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。よって、議案第 53 号は、意見なしと決定し、坂戸市長に回答します。

#### 報告第 18 号 専決処分の報告について

議長 報告第 18 号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 今月の専決処分は、農地法第 3 条の届出 8 件、第 4 条の農地転用届出 2 件、第 5 条の農地転用届出 1 件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議長 事務局の説明が終わりました。ご質問はございますか。

#### 次第 4 その他

議長 次第 4 その他について、事務局より説明してください。

事務局 その他について、資料により説明します。

議長 その他について、委員さんから何かありますか。

委員 転用後の違反に関しては、農業委員会としてはどのような対応が可能か。

事務局 農地法違反案件については、許可権者である川越農林と連携し現地確認、事情聴取、是正指導、是正勧告を行っていくこととなりますが、工事完了届受理後は農地法の規制の対象外となります。

#### 12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事が総て終了したため、令和 2 年第 13 回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

坂 戸 市 農 業 委 員 会

会 長

署名委員

署名委員